

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、生駒市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年九月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 生駒市高山町南部及び北大和四丁目北西部

三 測量の期間 令和八年八月二十四日から同年九月三十日まで